

四運技安第25号
令和6年5月2日

四国トラック協会連合会会長 殿

四国運輸局自動車技術安全部長
(公 印 省 略)

自動車事故報告書の提出及び事故速報の徹底について

自動車事故報告規則第3条及び第4条の規定に基づき、自動車事故報告書については運送事業者等から運輸支局長を経由して国土交通大臣に提出するとともに、速報事案については、運送事業者等から運輸支局長等に24時間以内においてできる限り速やかに報告することが義務づけられているところであります。

同報告書の提出及び速報事案の速やかな報告については、これまでも機会あるごとに運送事業者等に対し指導して参りましたが、同規則において報告義務を課されている事故（別添1）にあつては確実に提出期限内に報告されるとともに、速報に該当する事故（別添2）があつた時は24時間以内においてできる限り速やかに報告されますよう、改めて貴協会傘下会員に対し周知徹底方お願いいたします。